

第30回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和元年12月10日(火) 午後4時 開会																		
2 開催場所	三朝町役場 第4会議室																		
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">会長 山本雅之</td> <td style="width: 33%;">職代 早栗永人</td> <td style="width: 33%;">1番 青木君夫</td> </tr> <tr> <td>2番 石田英雄</td> <td>3番 森嶋誠美</td> <td>4番 松原利志</td> </tr> <tr> <td>5番 吉田定夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 7人</p> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">布廣俊晴</td> <td style="width: 33%;">岩本壽博</td> <td style="width: 33%;">米原章太郎</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>本田 博</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">以上 5人</p>	会長 山本雅之	職代 早栗永人	1番 青木君夫	2番 石田英雄	3番 森嶋誠美	4番 松原利志	5番 吉田定夫			布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎	山本 満	本田 博				
会長 山本雅之	職代 早栗永人	1番 青木君夫																	
2番 石田英雄	3番 森嶋誠美	4番 松原利志																	
5番 吉田定夫																			
布廣俊晴	岩本壽博	米原章太郎																	
山本 満	本田 博																		
4 欠席委員																			
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 事務局員 河中文正 大村哲也																		
6 議事録署名委員	3番 森嶋誠美 委員 4番 松原利志 委員																		
7 議事内容等	議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について(大瀬) 議案第77号 農用地利用集積計画(利用権設定)について																		
8 報告事項	<p>(1) 農地法第52条の規定に関する農地の賃借等の動向情報の公表について</p> <p>(2) 農地法施行規則第32条第1項(2アール未満の農業用施設等)の用途に供する届出について</p> <p>(3) 農地法第3条第2項の規定による許可の取消願について(田代)</p> <p>(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について</p> <p>(5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画について</p>																		
9 その他	<p>(1) 令和2年1月 農業委員会総会の日程について</p> <p style="text-align: center;">【案】1月10日(金) 午後4時～</p> <p>(2) その他</p>																		
10 閉会	午後 時 分																		

1 開会

《事務局》

定刻になりましたので、ただ今から、第30回三朝町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、山本会長、ご挨拶をお願いいたします。

2 会長あいさつ

最近の話では、「借り手がおらん」とかいった暗い話が多いが、校正案が配られている家族協定の山根さん夫妻のような姿になればと、微笑ましく読んだところです。
引き続き、農地の最適化の推進をよろしく申し上げます。

3 総会成立宣言

《事務局長》

本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。
定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。

それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

4 議事録署名委員の指名

《議長》

日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。
三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしとのことですので、3番 森嶋誠美 委員、4番 松原利志 委員 を指名します。よろしくをお願いいたします。なお、書記は事務局でお願いします。

5 議 事

《議長》

これより、日程第5の議事に入ります。

《議長》

「議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

「議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。

本件は、農地法第5条第1項の規定による農地転用を伴う所有権移転等について、同法同条第3項の規定により許可申請書が提出されましたので、本件に関し本委員会の意見を求めるものでございます。

具体的な内容につきましては、申請者は、現在大瀬地内のアパートに妻、子供家族4人で生活していますが、子供の成長に伴いアパートが手狭になったことから、住居の新築を計画し将来の生活基盤を確立するため、売買により当該申請用地を取得し転用しようとするものでございます。

(議案書朗読)

申請内容について、農地法第5条並びに同法施行令、同法施行規則等の規定に基づき精査しましたところ、それぞれ別紙審査表のとおりでした。

(審査表説明)

以上のとおり、本件は、許可基準等を満たしていると判断されます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。

それでは、本日現地調査を行っておりますので、担当地区の委員さんから調査結果の報告をお願いします。

《現地確認報告》・・・森嶋誠美委員

現地確認について、12月10日、本日、午後3時30分から、松原委員、事務局の大村さんと私とで、現地において申請者の代理人から説明を受けました。

結果につきましては、先ほどの事務局の説明のとおり隣接する農地は無く転用に伴う周辺への影響は生じないことから、許可基準を満たしていることを確認しましたので報告します。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

【「なし」の声あり】

《議長》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、議案第76号について承認される方は挙手をお願いします。

【7人の委員の挙手を確認】

《議長》

それでは、議案第76号は承認されました。

《議長》

議案第77号「農地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

《事務局》

議案第77号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。

【議案書をもとに朗読】

諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、

- 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。
 - 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。
- のすべて満たしていると判断されるため、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。

《議長》

事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。
それぞれ担当地域を確認してください。

《議長》

これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。

《米原推進委員》

一覧を見ると中間管理が無いようだが、委員会としては中間管理を通ように進めていると思うが。

《議長》

委員会としては、中間管理を進める方針をとっているが、出し手にメリットを感じてもらえないのが現状のようだ。出し手にとっては、借り手の顔が見えるといった安心感が無くなるような感じがあるようにも思う。借り手にとっては、複数の支払いがあっても一度に処理できるメリットもあるのだが。

《議長》

その他、質疑等はありませんか。

【「なし」の声、多数あり】

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 77 号について、承認される方は挙手をお願いします。

【7 人の委員の挙手を確認】

それでは、議案第 77 号は、承認されました。

《議長》

以上で、本日の議事は終了しました。

引き続き、第 6 の報告事項に移ります。

事務局は、説明をお願いします。

《事務局》

それでは、「報告(1) 農地法第 52 条の規定に関する農地の賃借等の動向情報の公表について」でございます。

これにつきましては、農地法第 52 条に「農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向等について、情報の収集及び提供を行うものとする」とあり、これに基づきまして令和元年の情報について取りまとめを行いましたので公表するものでございます。

「報告(2) 農地法施行規則第 32 条第 1 項（2 アール未満の農業用施設等）の用途に供する届出について」でございます。

本件は、8 月の総会で農地法第 3 条の規定に基づき承認されました案件で、当該取得農地（田）に農業用施設（倉庫）を設置しようとするもので、施行規則に基づき届出が提出されましたので受理したものでございます。

「報告(3) 農地法第 3 条第 2 項の規定による許可の取消願について（田代）」でございます。

本件は、先月の委員会で農地法第 3 条の規定による許可を行った農地の移動について手続きを進めていたところ、同集落内の方から耕作希望の申し出があったことから、許可の取消し願を提出されたものでございます。

なお、耕作を希望される方は、後日 3 条の申請を行われる予定でございます。

「報告(4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございますが、これは、ページからの資料のとおり、2 件の届出があり、1 件につきましては、登記完了の届け出となっております。

「報告(5) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画について」でございます。

今回通知がありましたのは、NTT ドコモによります無線通信用電波塔（鉄柱）を、井土地内に設置を計画するものでございます。

報告事項は、以上でございます。

《議長》

事務局からの説明は以上のとおりでしたが、その他、皆さんからご質問等ありましたらお願いします。

【「なし」の声、多数あり】

7 その他

《議長》

続いて、第 7 のその他に入ります。

事務局、説明をお願いします。

《事務局》

(1) 令和 2 年 1 月の農業委員会総会の日程について

【協議の結果】

1月10日（金）午前9時の開会を予定します。

※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。

事務局からは以上です。

《議長》

皆さんの方からも、その他何かございますか。

《議長》

その他意見等ないので、以上で第7のその他を終わります。

《議長》

その他、全般を通して、何かございませんか。

【「なし」の声あり】

それでは、以上で本日の議案の審議、報告事項等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第30回三朝町農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

議 長

議事録署名委員

3 番農業委員

4 番農業委員